

寄附金のお願について

●寄附金のお願

公益財団法人神戸国際協力交流センターでは、皆様からの寄附金を募集しています。お寄せいただいた寄附金につきましては、当財団が実施する国際協力や国際交流・多文化共生などの公益事業に充当させていただきます。

なお、寄附金の使途について、希望される事業等がございましたら、その旨お申出下さい。

●寄附のお申出

寄附をお申出いただける場合は、お手数ですが「寄附申出書」に必要事項をご記入の上、当財団まで郵送若しくはFAXでお送り下さい。

【問合せ・申出先】

公益財団法人神戸国際協力交流センター 総務部庶務課

TEL:078 - 291 - 0641 FAX:078 - 291 - 0691

●寄附に係る税控除について

1. 所得 税

(1) 法人が寄附をされる場合（特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入ができます。）

①資本金等がある法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{資本金} \\ \text{等の額} \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \begin{array}{c} \text{所得} \\ \text{金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

②資本金等のない法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

$$\begin{array}{c} \text{所得金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} = \text{特別損金算入限度額}$$

③特別損金算入限度額を超えた寄付金額について

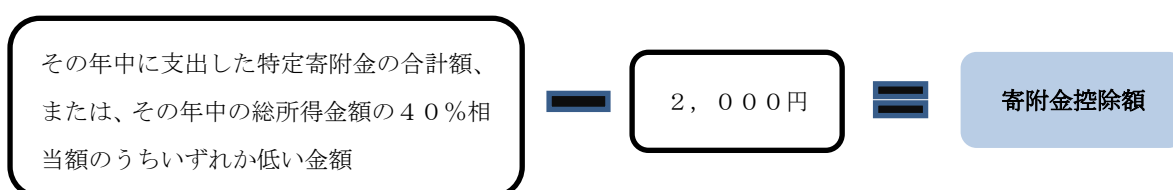
特別損金算入限度額を超えた寄付金額は、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金に算入することができます。

《損金を算入するための手続き》

国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

(2) 個人が寄附をされる場合（所得控除を受けることができます。）



《控除を受ける手続き》

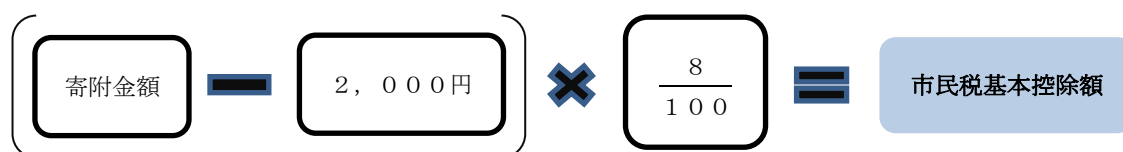
寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に寄附金の受領書および認定書の写しを添付もしくは提示し申告書を提出します。

詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

2. 住民税（市民税）

(1) 個人市民税における寄付金税額控除について

（神戸市市税条例 第23条の2第1項第3号に基づき神戸市の市民税について寄附金税額控除を受けることができます。）



※控除対象となる寄付金額は、地方公共団体、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて総所得の金額の30%までとなっています。

《控除を受ける手続き》

所得税の確定申告を行う必要があります。

詳しくは、神戸市行財政局収主税部税制課までお問い合わせください。

寄附申出書

公益財団法人神戸国際協力交流センター
理事長 矢田 立郎 様

金 _____ 円

貴財団が実施する事業の財源として、上記の金額を寄附いたします。

寄附金を充当する事業は、
（ 貴財団に一任
 _____を希望）

） します。

平成 年 月 日

（法人様の場合は、代表者の役職・ご芳名をご記入下さい。）

（ふりがな）

1. ご芳名 _____

（個人様の場合は、団体名のご記入の必要はありません。）

2. 団体名 _____

〒

3. 住 所 _____

4. 担当者 _____

5. 連絡先 TEL: _____